

社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会・福知山市ボランティアセンター ボランティア登録要項

(目的)

第1条 この要項は、福知山市における非営利の自主的、主体的なボランティア活動（特に福祉ボランティア活動）の推進を図るため、社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）・福知山市ボランティアセンター（以下「センター」という。）へのボランティア登録〔及び福知山ボランティア連絡協議会（以下「ボラ連」という。）への所属〕について必要な事項を定めるものとする。

(登録の種類)

第2条 登録の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人ボランティア
- (2) ボランティア団体

(ボランティアの登録要件)

第3条 ボランティア登録ができる個人又は団体は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 個人ボランティア

- ① 登録時、福知山市に在住、在勤、又は在学していること。
- ② センターと連携をとりながら福祉ボランティア活動を行う意思があること。
- ③ センターが開催する行事に積極的に参加協力する意思があること。
- ④ 登録内容及び関連する活動等に関してセンターから報告や調査を求められた場合、速やかに説明及び資料提供などの協力を行う意思があること。
- ⑤ 登録日よりボラ連に所属する意思があること。

(2) ボランティア団体

- ① 会員2人以上で3分の2以上が福知山市に在住、在勤、在学のいずれかであること。
- ② 団体の主な活動が会員間の互助活動ではなく、福知山市民全般を対象とした福祉活動であること。
- ③ センターが開催する行事に積極的に参加協力する意思があること。
- ④ 登録内容及び関連する活動等に関してセンターから報告や調査を求められた場合、速やかに説明及び資料提供などの協力を行う意思があること。
- ⑤ 登録日よりボラ連に所属する意思があること。

(ボランティアの登録方法)

第4条 センターに登録しようとする個人又は団体は、「ボランティア登録申込書」等の必要書類をセンターに提出するものとする。

2 ボランティア団体登録の場合は、「会員名簿」をセンターに提出するものとする。

- 3 毎年3月20日までにセンターへ当年度の「ボランティア活動記録」等の活動報告書を提出するものとする。
- 4 ボランティア登録を完了した個人又は団体は、登録が完了した日からボラ連に所属するものとする。

(ボランティア登録の更新)

第5条 ボランティア登録は、次条による場合を除き登録日から直近の3月31日まで有効とし、更新は、毎年4月に行うものとする。

(ボランティア登録の取り消し)

第6条 センターは、次の号に該当する場合には、登録している個人ボランティア及びボランティア団体に対し、通告なしに登録を取り消すことができる。

- (1) 登録辞退の申し出があったとき
- (2) 第3条の登録要件を満たさなくなったとき
- (3) センターが登録要件に適合しないと認めたとき、又は、センター登録としてふさわしくない行為があったと認めるとき
- (4) 登録の連絡先等の変更により、センターから発送する郵便物等の不達や連絡がつかなくなったとき

(登録のボランティアに対する支援)

第7条 センターはボランティア登録した個人又は団体に対し、以下の支援を行うものとする。

- (1) 活動に関する相談・助言
- (2) 活動に関する情報提供
 - ① ボランティア活動の斡旋及び紹介
 - ② ボランティア情報誌の個別送付（ボランティア団体については代表者のみ）
- (3) 活動に関する広報支援
- (4) 福知山市総合福祉会館内会議室等のボランティア活動のための貸出（ボランティア団体のみ）
- (5) 本会が行うボランティア団体助成（ボランティア団体のみ）
- (6) 活動に対する後援等

(情報の公開)

第8条 センターは、登録したボランティア団体の以下の情報について公開するものとする。

- (1) 団体名称・代表者・電話番号
- (2) 活動分野
- (3) 活動内容

- (4) 主な活動日等
- (5) 主な活動場所
- (6) その他、センターが各団体に了承を得た事項

(個人情報の取り扱い)

第9条 センターは登録団体に関して知り得た個人情報について、「社会福祉法人福知山市社会福祉協議会個人情報取扱規程」に基づき、適切に取り扱うものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要事項は本会会長が別に定める。

附則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行日前の「ボランティア登録申込書」(個人又は団体)の内容は、適宜修正のうえ使用できるものとする。